第　　　　号

令和　　年　　月　　日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

理事長　　　　　　　　　殿

（地方公共団体の長）　　　　（印）

　　～　　航路の就航船の代替建造に際しての支援体制について

今般、貴機構と（事業者名）で共同建造を予定している旅客船（　　総トン型、船種）は、（地方公共団体名）の離島である　　港と　　港を結ぶ唯一の交通機関として島民及び生活物資の輸送を担う航路に使用するものであり、島民の安全運航の確保及び輸送サービスの向上を図るためには必要不可欠な船舶であると認識しており、当該船舶の共同建造に際し、下記の支援を行うことを確約する。

記

１．（事業者名）による　　～　　航路の航路事業の維持・継続について、（地方公共団体名）としてできる限りの指導・支援を行う。

２．（事業者名）に対する離島航路整備法に基づく離島航路運営費等補助金が、競合等により打ち切られ、共有船の船舶使用料等の支払に支障をきたす、又はその恐れがある場合には、（地方公共団体名）が当該共有船を用船する等、機構に対する船舶使用料等の支払に支障を来たさない有効な手段を講じる。

以上